第2回 「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」

議事概要

【日 時】 平成25年5月20日(月)16:00~18:10

【場 所】 内閣府本府5階特別会議室

【出席者】 奥脇座長、秋山委員、磯部委員、木場委員、久保委員、志方委員、渡邊委員

〇概要

資料1及び5について事務局から、資料2~4について国交省から、それぞれ説明を行い、質疑応答及び自由討議が行われた。

- ○委員からの主な意見等(「・」は委員からの意見等、「→」は事務局から回答) (離島の事例について)
- ・EEZを根拠付ける99の離島について、有人無人の区別等が可能であれば、それらを整理した方が、今後、議論がしやすくなるのではないか。 →整理する。
- ・資料1p8の適用のイメージについて、単体の離島だけではなく、その周辺の小さな島などをまとめた上で、適用を整理した方が良い。基点・基線に係る島は一番外の島になるかと思うが、生活やレジャー等の役割を持つ島は中心にあるわけであり、周辺の小さな島は居住できないから、岩であるというような議論にならないように。

(国境離島の定義について)

- ・本懇談会は「国境離島の保全・管理及び振興」を謳っているので、そろそろ国境離島の 定義を、この辺りの島というようなイメージも含めて、はっきりさせるべきではないか。
- ・全ての離島で同じように施策を講じていくことは難しいので、政策の優先順位を付ける べきではないか。
 - →国境離島をどのように定義するかは大きな論点である。何が本当に重要なのかという ことを、本日お示した国境離島の役割を踏まえ重要な島の中から絞っていくこととし たい。

(本懇談会における議論の対象について)

・基本的にはこの懇談会のマンデートをはっきりさせることが重要である。無人国境離島について扱うべき課題を確定させなければならない。離島関係では様々な法律があるが、現行法で今何が抜けているかを考えるのもよいかもしれない。また、国民が気になっている、所有の話がある。例えば、外国人土地取得に関する法制を変えるべきなのかどうか、どのような条件を付けるのか、または取得は認めても使用に制限を設けるのか、いるいろなやり方がある。このようなことがこの懇談会の中に入ってくるかもしれない。ともかくこの懇談会のマンデートを決めることによって、無人国境離島というものが決まってくるかもしれない。

(国境離島の管理、保全及び振興について)

- 土地所有者が民間人の場合に所有権が移転していくことがあるが、登記は義務ではないので、所有者がはっきりしないことがある。誰が所有しているのかが、分からないというのは、問題点としてあるのではないか。
 - →森林については、森林法を改正して、売買した後に届け出をすることを義務付けている。他に、所有者を把握する手段として、市町村が持つ固定資産税台帳が活用できないかという話が先日の予算委員会でもあったが、個人情報であり、他の法律で規定がなければ、公開できないと回答されている。
- ・無人国境離島法案に土地収用の規定があるが、余程の理由がなければ強制収用はできないと考えるがいかがか。
 - →収用については、要件が曖昧だと法律といえども難しいと考える。
- ・韓国、中国の法制度と比較すると日本はやや劣る感がある。法理論上は、国境離島に土地収用法を適用することは可能であろうが、国境離島の公共性の位置づけがあり、土地開発や所有権の移転等についての規制があり、土地の買い取り請求があるといった段階を経た上で、最終的な手段として、強制収用に至るというような制度でなければならない。途中段階がないまま、しかも国境離島の公共性ということが何かということを曖昧にしたままで、収用制度だけが出てくると違和感を感じる。
- ・離島振興の観点で、税の軽減措置や優遇措置があると聞いたものの、もっと大胆な振興 策を行うことが国として望ましいのではないか。人に住んでほしいと思われる島には、 一律にというわけにはいかないと思うが、もっと大胆な振興制度があってもいいと考え る。
- ・例えば、与那国島は沖縄県でありながら沖縄県庁よりも台湾の方が近いという位置にあり、かつて約1万2千人住んでいたが今は千数百人に人口が減少した上、以前あった(JTAの) 定期航空便もなくなってしまった。安全保障の観点から何か特別な配慮があってしかるべきではないか。
- ・中国や韓国は法律をしっかり整備し、「法律戦」「宣伝戦」「心理戦」のいわゆる三戦を使って発信しているが、日本は発信力が不十分である。島についても、しっかりと法律を整備し、その上で心理戦や宣伝戦ができるような環境を整備していかなければならない。
- ・中国や韓国が独自の国内法を設けているが、これに対して日本でも離島について同じようなシンボリックな国内法が必要であるという議論があるのは当然である。しかし、フォーカスが島そのものに限られていく傾向があり、諸外国の立法事例を見ると、周辺海域の管理も含めて考えられている。また、海洋基本法の流れに沿うと、どのように海域を利用していくのかという点と関連付けて離島を位置付けていくという方向もある。また、離島の調査や命名は必要と考えるが、そのために新たな法令を作る必要があるのか、あるいは、予算が必要であり、その根拠法が必要であるのか。さらに、国の安全保障の観点についても、これを国境離島の枠組の中で考えるのか、これらについて、まだ十分に議論が進んでいないと感じる。